

公調委令和3年(ゲ)第3号 横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産
被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件各裁定申請をいずれも棄却する。

理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人及び各選定者が所有する土地建物や公衆用道路における被害、低層住宅地における生活環境の悪化による被害は、被申請人の校舎再整備計画に基づく大規模建築物及び工作物の解体工事、増築工事によるものであることを認める。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、各選定者により代表当事者に選定された申請人（以下、各選定者及び申請人を併せて「選定者ら」という。）が、被申請人が設置・経営する学校について校舎や擁壁の解体・新築などによる再整備が行われたことに関し、再整備のための工事から生じた振動等によって選定者らの自宅建物等が損傷したほか、騒音等による生活環境被害が生じたなどと主張して、原因裁定の申請をした事案である。

2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者等

- ア 被申請人は、横浜市〇〇ほか所在の a 高等学校及び a 中学校（以下併せて「本件学校」という。）を設置・経営する学校法人である。
- イ 選定者宗教法人 b を除く選定者らは、いずれも、本件学校周辺に位置するそれぞれの居宅（以下併せて「選定者ら宅」という。）に居住する者である。
- ウ 横浜市△△所在の公衆用道路（以下「本件道路」という。）について、b は 3 分の 2、選定者 c、選定者 d 及び選定者 e は各 3 0 分の 1、選定者 f は 1 5 0 分の 4 の共有持分をそれぞれ有している。
- (2) 被申請人は、平成 2 8 年頃から、本件学校の校舎の再整備を検討するようになり、その後、別紙 2 の「■既存図」に図示された「解体擁壁」及び「解体建築物」を解体し、同「■計画図」に図示された「新築擁壁」及び「新築建築物」を新たに設けることを計画し（以下、この計画に基づく本件学校の再整備を「本件再整備」という。）、本件再整備に係る工事を、株式会社 g（以下「施工会社」という。）に請け負わせた。
- (3) 施工会社は、本件再整備に関し、令和 2 年 8 月 1 7 日から令和 3 年 1 月 2 9 日にかけて、別紙 2 の「■既存図」に図示された「解体擁壁」及び「解体建築物」を解体する工事（以下「本件解体工事」という。）を行った。なお、本件解体工事は、くい打機やバックホウ、ブレーカー等を使用するものであり、振動規制法又は騒音規制法が定める特定建設作業（建設工事として行われる作業のうち、著しい振動又は騒音を発生する作業であって政令で定めるもの）に該当する作業を含むものであった。（乙 5、8、10）
- (4) 特定建設作業に伴って発生する振動及び騒音に関する規制等（振動規制法施行規則、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 4 3 年厚生省・建設省告示 1 号））
- ア 振動又は騒音の大きさの基準値
- (ア) 振動 特定建設作業の場所の敷地の境界線において 7 5 d B

(イ) 騒音 特定建設作業の場所の敷地の境界線において 85 d B

イ 振動の測定方法

(ア) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値

(イ) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジ(測定値の高い方の10%と低い方の10%を除いた中央の80%の測定値の幅)の上端の数値

ウ 騒音の測定方法

(ア) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値

(イ) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジ(測定値の高い方の5%と低い方の5%を除いた中央の90%の測定値の幅)の上端の数値

(ウ) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値

エ 作業時間 1号区域(住居系地域で静穏の保持を必要とする区域、商業・工業系地域で振動の発生を防止する必要がある区域、学校等の敷地の周囲おおむね80mの区域内等)においては、午後7時から翌日の午前7時まででないこと。

オ 作業時間 1号区域においては、1日10時間を超えないこと。

カ 作業期間 連続6日を超えないこと。

キ 作業日 日曜日その他の休日でないこと。

3 当事者の主張

(1) 申請人の主張

ア 「選定者らの土地建物や公衆用道路における被害」について

(ア) 被申請人は、本件解体工事により、多大な振動を断続的に発生させた。

選定者らが、令和2年11月10日から同月19日にかけて、本件学校敷地の周囲の道路等で振動を測定したところ、85dBを超過する振動を記録したことがあった。

(イ) 家屋等の被害

本件解体工事の振動により、選定者らの建物や工作物、家財等が損傷した。各選定者に係る損傷の内容は、別紙3のとおりである。

(ウ) 本件道路の被害

本件解体工事の振動により、本件道路にある汚水の集積ます（甲7、12の写真に写されたもの。以下「本集積ます」という。）周辺のアスファルト路面に亀裂が生じ、本集積ますの周囲の地盤が沈下した。また、本集積ますの下水道施設が破壊された。さらに、本集積ますの下流にある汚水ます（甲8、13の写真に写されたもの。以下「本汚水ます」という。）周辺のアスファルト路面に亀裂が入り、本件道路が陥没した。この際、アスファルト塗装下の土砂が流失して空洞が認められた。

イ 「低層住宅地における生活環境の悪化による被害」について

(ア) 騒音関係

a 被申請人は、本件解体工事により、騒音計で85dBが測定されるなど、多大な騒音を発生させた。

b 被申請人は、本件再整備により、本件学校敷地の西側及び北西側においては、隣接する道路との敷地境界付近に歩道を設けずに擁壁を築造し、当該擁壁の直上までをグラウンドとして利用可能とした上、植栽帯を設けず、グラウンドから大音量で流れる音や声による騒音が周囲の低層住宅地に直接届く構造にして環境を悪化させた。

また、被申請人は、本件再整備により、本件学校敷地の南西の鋭角と

なっている部分の敷地境界の直上に垂直擁壁を築造し、樹木を伐採してグラウンド面積を拡張して、騒音が周囲の低層住宅地に直接届く構造にした。

(イ) 地盤沈下関係

被申請人は、本件解体工事の際、本件学校敷地内の掘削した地盤にたまった雨水を、公共下水道に接続して処理することなく、敷地外の道路に向けて放流し、道路との境界にある亀裂から地盤に浸透させた。また、被申請人は、本件解体工事以前からも、長年にわたって、雨水を地盤に浸透させていた。本件再整備が終了した直後に、横浜市□□にある擁壁が崩壊したことからも、上記行為により、本件学校の周辺において地盤変動が生じている可能性があるといえ、上記行為は、選定者らの建物や工作物、家財等の損傷と何らかの因果関係があると考えられる。

(2) 被申請人の主張

ア 「選定者らの土地建物や公衆用道路における被害」について

(ア) 本件解体工事においては、重機を使用して既存の南校舎を解体し、校舎敷地の西側に設置された既存の擁壁を撤去する際に、比較的大きな騒音と振動が発生することが想定された。このため、施工会社は、令和2年8月20日から同年11月19日までの間、騒音・振動計（以下「本件騒音計」という。）を設置して、本件解体工事の騒音と振動を測定した。

そして、同年8月20日から同年10月9日までの本件解体工事の振動に係る測定データは、本件解体工事による振動のレベルが瞬間的に規制値を超えることはあっても、規制値を超える数値が継続していたとはいえないものであった。

なお、本件騒音計には、特定建設作業中の振動や騒音が規制値を超えると、パトライト（回転灯）が点滅する機能があり、施工会社は、本件解体工事中、それを見て、作業員や監視係が作業方法を改善しながら、振動・

騒音をできる限り抑えるように作業を進めていた。

(イ) 申請人が指摘する家屋不具合の状況については、不具合の詳細や原因が明らかではなく、本件解体工事に起因するものであるか否かの判断をすることができない。

(ウ) 本件集積ます及び本件汚水ますの破損については、雨水の流れや排水の漏れ等で舗装道路の下や配管周りに水みちができて隙間を生じ、その上を、重量のある車両等が通行したことによって生じたものと考えられる。本件解体工事の振動によってこれらの破損が生じたとすると、周囲の他のマンホールやます、路面、縁石等にも、同様の不具合が発生したはずであるが、そのような不具合は一切発生していない。なお、施工会社が本件解体工事に着手する前の令和2年8月6日に撮影された写真(乙12)を見ても、この時点で、マンホールの近くには陥没又はその兆しがあったことが確認できる。また、同年11月に撮影されたという甲7の(4)から(6)までの写真を見ると、マンホールの周りに盛替えして補修した跡が見られるほか、粉碎されたコンクリート片のようなものも見られる。それ以外、周辺には何の異常も見られない。工事による振動では、このような破損は生じない。

イ 「低層住宅地における生活環境の悪化による被害」について

(ア) 騒音関係

本件解体工事に関する騒音の測定データ(乙16の2)によれば、騒音の平均値(L_{eq})は、規制値である85dBを超えることはなかった。本件解体工事による騒音のレベルが瞬間的に規制値を超えることはあっても、規制値を超える数値の騒音が継続していたものではない。

(イ) 地盤沈下関係

施工会社は、本件解体工事の際、一時期、本件学校敷地内の掘削によりくぼみとなった部分に滞留した雨水を、ポンプでくみ上げ、至近にあった

擁壁外側溝の集水ますにホースを差し込んで、排水パイプ下部の市道端部に敷設されている側溝の雨水ますから公共下水道に排水したことがあった。滞留した雨水を市道と擁壁の隙間から殊更に浸透させたのではなく、周囲の地盤を崩壊させたようなこともない。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実並びに掲記の証拠及び審問の全趣旨により認められる事実は、以下のとおりである。

(1) 本件再整備に関する事前説明の状況等

ア 被申請人は、前記第2の2(2)のとおり、平成28年頃から本件学校の再整備を検討するようになり、本件再整備に係る工事の実施に先立ち、令和元年6月及び同年8月には、設計業者と共に、本件学校周辺の自治会又は自治会長に対する計画内容の説明を行い、令和2年3月24日、設計業者と共に、本件学校周辺の自治会に対し、計画内容がおおむねまとまったことから、改めて計画内容の説明を行った(乙2)。

その後、被申請人は、本件解体工事が開始された後の同年10月には、本件学校の周辺住民に対し、計画内容の補足説明資料を配付した(乙2、3)。

イ また、被申請人は、本件学校周辺の住民により組織されるhまちづくり協定運営委員会に対し、本件再整備に係る建築行為計画の届出をした。これに対する同委員会委員長作成の令和2年8月25日付けの被申請人宛ての通知文(乙17)は、以下の記載を含むものであった。

「学校法人 a 校舎等再整備工事のhまちづくり協定に基づく建築行為計画届を7月10日に受理いたしました。」「各委員の判断は、適合10名、棄権1名(理由:時間的な関係)に依って、まちづくり協定運営委員会は適合と確定いたしました。」「創立●周年を迎えるa校舎等再整備工事で最も注目すべきことは旧南校舎を解体して(仮称)西校舎に建替えることで、特

に敷地北面西面の住民の方々には聳え立つ校舎が無くなるというご英断にはまちづくり協定運営委員会として感謝申し上げます。」

(2) 本件再整備の概要

ア 本件再整備は、当初、令和2年7月初旬から準備工事を行い、同月15日から同年12月末まで旧校舎や旧擁壁等の解体工事（本件解体工事）を行い、同年9月中旬から令和3年1月末まで擁壁の築造工事を行い、令和2年12月中旬から令和3年3月下旬まで校舎等の新築工事を行う予定のものであった（乙4、9）。

イ その後、工事計画が変更となり、施工会社は、令和2年8月17日、本件解体工事に着手し、令和3年1月29日、本件解体工事を終了した（乙5、8）。

ウ 施工会社は、本件解体工事について、当初、平日及び土曜日の作業時間を午前8時30分から午後5時まで（始業又は終業の前後30分は、準備又は片付け等の時間）とし、日曜及び祝日を休業日としていた（乙8、9）。

その後、令和2年10月頃から、施工会社は、本件学校の周辺住民からの意見等を踏まえ、平日に行う解体作業について、重機の運転・操作の速度を落とし、振動低減のために重機を圧砕重機に変更するようになり、土曜日は、作業の開始時間を午前8時30分から午前9時に変更し、基礎の解体作業といった振動の大きい作業を取り止め、解体材の粉碎・移動・積込み等の振動の少ない作業のみを行うようになった。また、施工会社は、同年11月28日からは、土曜日の解体作業を取り止めた。このようにして、本件解体工事の工期は、前記アの当初の予定であった同年12月末までから、前記イの令和3年1月29日までに延長されることになった。（乙5、10）

(3) 振動・騒音の計測

ア 施工会社は、令和2年8月20日から同年11月19日までの間、本件解体工事の工事現場中、別紙4で「振動・騒音計 設置箇所」と図示された

地点（旧西側擁壁付近）に本件騒音計を設置し、特定建設作業に該当する本件解体工事の作業について、振動及び騒音を計測した（乙14～16の2）。

イ 振動の計測結果の概要

最大値（L V m a x）では、規制基準である75 d Bを超過する時間帯があり、変動ごとの指示値の最大値の平均値（L V e q）では、令和2年11月12日において75 d Bを超過する時間帯があったが、それ以外の時間帯では75 d Bを超過せず、測定値の80%レンジの上端の数値（L V 10）では、いずれの時間帯（ただし、同年10月10日以降についてはL V 10の測定記録がない。）でも75 d Bを超過しなかった（乙15の1、2）。

ウ 騒音の計測結果の概要

最大値（L A m a x）では、規制基準である85 d Bを超過する時間帯があり、変動ごとの指示値の最大値の平均値（L A e q）では、いずれの時間帯においても85 d Bを超過せず、測定値の90%レンジの上端の数値（L A 5）では、85 d Bを超過する時間帯がわずかに存在する程度（ただし、令和2年10月10日以降についてはL A 5の測定記録がない。）であった。（乙16の1、2）

(4) 事前調査の概要

本件解体工事に関し、株式会社 i による家屋事前調査（以下「本件事前調査」という。）が実施され、調査報告書（乙18）が作成された。そのうち、選定者らに係るものの概要は以下のとおりである。

ア 選定者 j 宅（乙18の1）

j 宅については、令和2年10月26日に本件事前調査が実施された。j 宅は、木造2階建て、建築年月は不詳とされ、格別の柱の傾きは確認されなかった。また、j 宅の玄関ポーチの上部と基礎の接合部に幅0.5 mm、長さ90 cmの目地切れがあること（写真3）、家屋裏側の基礎部分に幅0.5 mm、

長さ28cmのクラックがあること（写真40）などが確認された。

イ 選定者k宅（乙18の3）

k宅については、令和2年7月16日に本件事前調査が実施された。k宅は、木造2階建（地下部分あり）で、建築年月は不詳とされ、柱傾斜測定により、南東の柱が、西側に1m当たり4mm、北側に1m当たり2mm傾いていることなどが確認された。

ウ 選定者n宅（乙18の4）

n宅については、令和2年7月16日に本件事前調査が実施された。n宅は、平成30年築の木造2階建で、格別の柱の傾きや損傷は確認されなかった。

エ 選定者p宅（乙18の6）

p宅については、令和2年7月20日に本件事前調査が実施された。p宅は、平成4年築（事前調査時点で経過年数28年）の軽量鉄骨造2階建で、格別の柱の傾きは確認されなかったが、外壁に複数の亀裂や補修跡があることが確認された。

(5) 申請人は、令和3年3月29日、本件裁定の申請をした。

その後、被申請人及び施工会社は、選定者らに対し、施工会社又は調査会社が個別に選定者らの家屋の損傷を確認し、これにより本件解体工事との因果関係が確認された場合には、施工会社の責任において補修を行う旨の解決案を提示したが、選定者らはこれに応じなかった。

(6) 公害等調整委員会事務局職員は、令和4年6月16日、酒匂教明専門委員

（以下「酒匂専門委員」という。）と共に、本件学校周辺の現地調査（以下「本件現地調査」という。）を実施した。なお、この際、p宅については、壁の亀裂や漏水について、選定者pの費用負担による補修工事の最中であって、同補修工事のための足場が組まれており、また、選定者pが本件現地調査に立ち会わなかったことから、外観を確認するにとどまった。（職1、審問の全趣

旨)

2 本件解体工事の振動と家屋等の損傷との間の因果関係について

(1) 酒匂専門委員の意見の要旨

酒匂専門委員作成に係る令和5年2月9日付け意見書(職2)記載の酒匂専門委員の意見は、要旨以下の内容のものである。

ア 振動の建物への影響を考えるに適切な物理量の指標は、振動レベル(VL)ではなく、振動加速度レベル(VAL)である。

イ 本件解体工事の期間のうち被申請人による振動の測定結果がある令和2年8月20日から同年11月20日までのデータによると、建物への影響の小さい散発的なものを除いて、建物に影響を及ぼし得る最大振動レベルは、VL80～85dBであり、このような振動が測定されたのは、数日間である。

ウ もっとも、上記の振動は、継続時間の短い最大値であることから、LV10で評価するのが相当である(前記第2の2(4)イ(イ)参照)。しかし、この測定結果がないことから、LVmaxとLVeqの値に近いLVeqの値で近似することとし(LVmaxとLVeqが近いということは、LV10とLVeqが近いということの意味する。)、このうち最も大きな値を採用すると、VL79dBとなり、これはVAL87dBに相当する。本件学校の敷地に接する排水溝に新たな損傷は確認されず、路面上に変形を生じさせていないことから、この推定値の妥当性が裏付けられる。

エ 本件解体工事のうち建物(旧校舎)の解体工事が最も大きな振動源と考えられることから、振動源から6m離れた別紙5のAラインにおいて、VALは87dBと推定される。

オ 地盤を伝搬する振動は振動源からの距離に応じて減衰するところ、解体作業は線の振動源とみなすことができ、また、本件学校周辺の地盤構造が均一であることを前提に距離減衰したVALを求めると、振動源から12

m離れたBラインでは84dB、18m離れたCラインでは82dB、24m離れたDラインでは81dBとなる。

カ 建設工事の振動による建物への影響に関する文献調査や実態調査、実大実験（既存の実際の建物を対象に行った実験）等を基にした伊奈潔「建設工事による建物振動被害の判定手法」『日本建築学会環境系論文集』77巻676号 pp.453-460(2012)（以下「本件参考文献」という。）によれば、工事振動程度の大きさの振動では建物躯体に残留変形（見目で明らかに被害が確認できる変形）を与えることは皆無で、これに伴う建物被害も起きないということが示されている。可能性として挙げられるのは、非構造部材（間仕切り壁、天井など）に関連する各種仕上げ部材の損傷である。

キ 建設工事の振動による家屋の部材等の損傷限界を検討する目的で、昭和30年代に建築された木造2階建の実大建物を対象とした加振実験においては、70dBでは損傷は認められず、80dBで1階壁にある既存の亀裂が拡大しはじめ、95dBで新規に亀裂が生じた旨が報告されている。

ク 本件において振動源から最も近い距離にあるBライン付近に位置する建物にはVAL84dBの振動が加わったと推定されるが、前記カ及びキに照らして、新耐震基準を満たす家屋の場合に、この程度の振動では、建物内部の壁面の亀裂や雨漏りが生じるような部材のずれを生じさせるとは考えられない。

(2) 酒匂専門委員の意見の信頼性について

酒匂専門委員は、構造工学・地盤工学、建築構造・地盤基礎構造の分野の研究者であり、前記(1)の酒匂専門委員の意見は、当該分野において一般的に受容されている専門的知見に基づき、自ら同行した本件現地調査の結果並びに本件において提出された主張及び証拠を勘案して述べられたものであるところ、その前提とする事実関係に誤りはなく、専門的知見の適用及びこれに基づく推論の過程も合理性を有することから、信頼することができる。

これに対し、申請人は、酒匂専門委員の意見について、種々論難するので、以下検討する。

ア 申請人は、酒匂専門委員は被申請人から提出された工事途中（令和2年11月19日）までの振動データのみを対象として本件解体工事の振動の大きさを推測しており、擁壁解体作業から新校舎建設作業までの1年以上にわたる期間の被害の全容を説明することができていない旨主張する。

しかし、酒匂専門委員は、本件解体工事の振動のうち、本件学校の周辺に位置する建物に最も影響を与えた可能性が高いものと想定される旧校舎の解体工事による振動を捉えた上で、本件解体工事の振動が、擁壁解体作業等も含めた全体的なものともみた場合でも、申請人の主張する被害を生じさせるようなものではなかったと判断しているのである。そして、新校舎建設作業は、重機を用いてコンクリートの破壊等を行う旧校舎の解体作業と比して発生する振動が小さかったものと推測され、擁壁解体作業も、旧校舎の解体作業に比して、解体の対象物の質量が小さく、自ずと発生する振動も小さかったと推測されるのであるから、本件解体工事の振動のうち、旧校舎の解体工事による振動が本件学校の周辺に位置する建物に最も影響を与えた可能性が高かったと推論することは合理的である。また、本件解体工事は令和3年1月29日まで行われたものであるところ、振動の計測記録のない令和2年11月20日から令和3年1月29日までの振動を考慮していない点については、前記認定のとおり、施工会社が、令和2年10月頃以降、重機の運転・操作の速度を落とすなどして振動低減を図り、同年11月28日からは、土曜日の解体作業を取り止めるなどし、工期が延長するとしても振動を低減させることを優先していたことからすると、同月下旬頃以降においては、より慎重な施工がされていたことがうかがえ、上記期間の振動を考慮していないとしても、直ちに合理性を欠くことにはならない。したがって、申請人の上記主張は採用することができない。

イ また、申請人は、酒匂専門委員は被申請人から提出された振動データから小さく見積もった唯一の数値に基づいて意見を述べているにすぎない旨を主張する。この申請人の主張は、測定された振動の最大値により振動による影響を評価すべき旨をいうものと解されるが、酒匂専門委員の意見書（職2）にもあるとおり、一瞬だけ示される値は測定器の感度で左右され被害実態とかけ離れることがあるため、振動公害での非定常振動においては、LV10で評価することが多いのであり、前記第2の2(4)のとおり、法令上においても、特定建設作業の振動の測定方法は、測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジ（測定値の高い方の10%と低い方の10%を除いた中央の80%の測定値の幅）の上端の数（LV10）によるとされているのであって、測定された振動の最大値により振動による影響を評価すべきとする申請人の主張は採用することができない。

さらに、申請人は、施工会社の測定結果（乙15の1、2）と同時刻における申請人の測定結果（甲21）とには20dB以上の差があり、本件解体工事の振動は実際には施工会社による測定結果よりも20dB程度大きかった旨を主張するが、瞬間的な測定値によっては振動の強さを正確に評価し得ないことは上記のとおりであって、申請人の指摘する事情から、本件解体工事の振動が施工会社による測定結果よりも20dB程度大きかったと推測することはできない。

ウ 申請人は、酒匂専門委員の意見中、本件学校の敷地に接する排水溝に新たな損傷は確認されず、路面上に変形を生じさせていないことから、振動の推定値の妥当性が裏付けられるとする点について、甲6にあるとおり、これらの排水溝の写真は、雨水が地盤に浸透されている被害を特定するために撮影されたものであり、選定者ら宅の被害を疎明するために撮影された証拠とは明らかに異なるものであって、酒匂専門委員の意見は被害を過

少に評価するために、意図的に証拠をねつ造したものである旨主張する。しかし、酒匂専門委員は、写真のみによって上記排水溝の損傷状況を判断しているのではなく、現地を確認した上で意見を述べているのであって、申請人の上記主張は、根拠なく酒匂専門委員の意見を批判しているにすぎない。

エ 申請人は、振動の距離減衰の点に関し、甲9の7写真(6)から明らかなどおり、本件学校の敷地が盛土上にあることから、調査対象地域は地山の地形そのままを利用したものであるとする酒匂専門委員の意見は前提を誤るものである旨主張するが、酒匂専門委員の意見は、本件学校の敷地の造成の有無ではなく、振動の伝搬経路である本件学校の敷地の周辺土地における造成の有無を検討しているのであり、申請人の上記指摘は失当である。

また、申請人は、横浜市××所在の横浜市立q小学校の敷地に係る地盤調査資料(甲23)に基づき、本件学校敷地には、非常に柔らかく含水量の多い地盤があり、振動によってその地盤に変動が大きくみられたはずである旨、被害発生現場は、単一の地下構造ではなく、地下に不連続面が複数認められ、局所的に振動が増幅されて、単一の地質構造から算出した被害よりも、実際の被害が拡大した可能性が高い旨主張する。しかし、上記資料は、本件学校から数百m程度離れた地域についての地盤調査に関するものであり、また、ハザードマップ等を参照しても、当該地域と本件学校周辺とは土砂災害の危険性や地形分類に違いがあることは公知の事実であって、本件学校及び選定者ら宅がある地域の地質を証するものではないから、採用することができない。そして、他に、申請人の上記主張事実を認めるに足りる証拠はない。

オ 申請人は、酒匂専門委員は大学に所属し、被申請人は教育事業を営んでいることから、両者は共に教育関係者であって、両者の間には専門委員が誠実に意見を述べることを妨げるような利害関係がある旨主張する。しか

し、申請人が主張する事情によっては、上記利害関係があると認めるに足りず、本件記録を精査するも、他に、酒匂専門委員と被申請人との間に、専門委員が誠実に意見を述べることを妨げるとみるべき事情があるとはいえないところであって、申請人の主張はおよそ失当である。

(3) 各家屋等の損傷との因果関係について

ア p 宅について

p 宅は、選定者ら宅のうち、最も振動源に近い別紙5のBライン付近にあり、令和2年7月20日の本件事前調査の時点において築28年程度が経過した、新耐震基準を満たす建物である。

酒匂専門委員の意見によれば、本件解体工事期間中の建物への影響に関して実効性のある最大振動のVALはBラインにおいて84dBであったと推定され、この程度の振動では、建物内部の壁面の亀裂や雨漏りが生じるような部材のずれを生じさせるものではないとされている。しかるところ、別紙3の8(1)「外壁の亀裂」については、本件事前調査の段階において、p 宅の外壁に複数の亀裂及び補修痕があったことが認められることからしても（乙18の6写真1）、本件解体工事の振動によって生じたものと認めることは困難である。また、同(3)「建物内部の壁面の亀裂」については、上記のとおり本件事前調査の時点においてp 宅が築28年程度経過した建物であり、築年数相応の劣化が生じていたものと考えられること、上記のとおり外壁の亀裂等があり、現に劣化が発現していたことからして、経年劣化との疑いが生じるところである。さらに、同(2)「雨漏り」については、上記の各亀裂に由来する可能性があることが想定されることに加え、証拠（甲9の4、14の4、乙18の6、職1）によれば、p 宅の屋根が、陸屋根であり、かつ、軒の短い形状であることが認められ、このようにp 宅の屋根の形状が、雨漏りが生じるおそれが高いものであることをも勘案すると、経年による防水層の劣化等に起因するものであるとの疑いも払拭し得ない。以上に

よれば、申請人の主張する家屋の損傷が、本件解体工事の振動によって生じたと認めることはできない。

これに対し、申請人は、本件参考文献記載の実大実験は、木造建物に限定された実験結果であり、軽量鉄骨造建物である p 宅には当てはまらない旨主張するが、酒匂専門委員は、新耐震基準以前の木造建築物であっても、建設工事の振動によっては容易には損傷を受けないことからして、より耐力に優れた選定者ら宅が本件解体工事により損傷するとはいえない旨を述べているのであり、申請人の上記主張は採用することができない。

イ 選定者 r 宅について

前記のとおり、振動源から 1 2 m 程度離れた B ラインにおいて推定される VAL 8 4 d B の振動によっても、建物内部の壁面の亀裂や雨漏りが生じるような部材のずれを生じさせるものではないと考えられるところ、r 宅は、最も近い本件学校の敷地の境界線から約 1 0 ～ 1 1 m 離れた距離にあり、振動源である解体建物からの距離は更に数 m が加わることとなるから（甲 1 4 の 2）、p 宅よりも振動源から離れた距離にある。そうすると、より大きな振動を受けたと想定される p 宅が本件解体工事により損傷したことが認められないことを勘案すれば、r 宅が本件解体工事により損傷したと認めることは困難である。そして、個別の損傷状況を見ても、別紙 3 の 7 (1) から (4) までの各損傷については、それらの設備が設置から相応の年数が経過していることがうかがわれ、経年劣化等の他の原因による可能性があることを指摘でき、同 (5) の損傷については、具体的な損傷状況についての主張立証はなく、また、工事の振動により生じる機序も明らかではないことからして、本件解体工事の振動により上記各損傷が生じたと認めることはできない。

なお、申請人は、酒匂専門委員の意見について、r 宅が、p 宅と同様に、別紙 5 の B ラインに相当する位置にあることを看過している旨主張するが、

酒匂専門委員の意見は、振動源である旧校舎からの距離を検討しているのであって、r 宅は、p 宅よりも振動源から離れた距離にあるのであるから、申請人が主張する事情は、酒匂専門委員の意見の合理性を左右しない（以上のことわりは、以下に検討する k 宅及び n 宅に関する申請人の主張にも妥当する。）。

ウ k 宅について

k 宅は、r 宅よりも更に振動源から離れた距離にあり、振動の距離減衰を考慮すれば、本件解体工事の振動により家屋が損傷したと認めることはより一層困難である。そして、別紙 3 の 5(1)「地盤沈下による基礎の露出」については、そもそも損傷と呼ぶべきものであるかも明らかではないが、地下部分のある k 宅の構造や施工に由来する可能性が想定される上、職 1 の写真 29 に写された基礎の露出なるものと同様のものが、本件事前調査時に撮影された写真（乙 18 の 3 写真 24）においても確認することができる。また、同(2)「はりにつながるクロスの破れ」及び(3)「天井、壁面の亀裂」については、建物の躯体にゆがみが生じて壁紙等に損傷が生じたのであれば、建物の外壁にも躯体のゆがみに起因する亀裂が生じたと考えるのが自然であるが、本件現地調査の際に k 宅の建物の躯体にゆがみがあることをうかがわせる事情は確認されておらず、経年劣化や木材の伸縮、壁紙の収縮などの他の原因によるものとの疑いを払拭し得ない。したがって、申請人の主張する家屋の損傷が、本件解体工事の振動によって生じたと認めることはできない。

エ n 宅について

n 宅は、k 宅よりも更に振動源から離れた距離にあり、本件解体工事の振動により家屋が損傷したと認めることは更に困難である。そして、別紙 3 の 6(1)「駐車スペースのコンクリートの隙間」については、本件事前調査時に撮影された写真（乙 18 の 4 写真 24）においても、同様の損傷があること

が確認できる。また、同(2)「ウッドデッキ下コンクリート擁壁に接合されたウッドデッキを支える鋼材のねじの外れ及び上記擁壁下部の空洞」については、本件解体工事前後において当該損傷の状況の変化を裏付ける客観的な証拠はない上、ねじの外れや擁壁下部に空洞があることは、当該擁壁の築造に関して施工不良があったことをうかがわせるものであり、本件解体工事の振動以外の他の原因により当該損傷が生じたことが疑われる。以上によれば、申請人の主張する損傷が、本件解体工事により生じたことと認めることはできない。

オ 申請人宅について

申請人宅は、最も近い本件学校の敷地の境界線から約28mの距離にあり（甲14の5）、酒匂専門委員の意見に基づけば、申請人宅に到達した振動は、振動の距離減衰により、VAL81dBを下回る程度となっていたと推測され、家屋に損傷を来すようなものであったとはいえない。そして、申請人宅の損傷として申請人が主張する各損傷については、本件解体工事前の状況が不明である上、損傷が生じる機序も明らかではなく、本件解体工事により生じたことと認めることはできない。

カ 選定者d宅について

d宅は、最も近い本件学校の敷地の境界線から約29mの距離にあり（甲14の1）、振動の距離減衰を考慮すれば、家屋に損傷を来すような振動が到来したと推測することは困難である。そして、本件解体工事前後において、申請人が主張する各損傷の状況の変化を裏付ける客観的な証拠はなく、上記各損傷が、経年劣化や木材の伸縮、壁紙の収縮などの他の原因により生じたとの疑いを否定することができない。

なお、申請人は、d宅の壁紙については、被申請人が、本件解体工事の振動によって損傷が発生したことを認め、補修をした事実がある旨指摘するが、仮に補修が行われたとしても、工事との因果関係が明確ではないもの

の、周辺住民等との関係性を考慮し、工事実施者が一定の譲歩をして補修を行うことは通常想定されるところであって、上記判断は左右されない。

キ j 宅について

j 宅は、最も近い本件学校の敷地の境界線から約 30 m の距離にあり（甲 14 の 2）、振動の距離減衰を考慮すれば、家屋に損傷を来すような振動が到来したと推測することは困難である。また、前記認定のとおり、別紙 3 の 2(1)「玄関ポーチの段差部分と基礎の接合部のひび」については、本件事前調査の時点において、玄関ポーチの上部と基礎の接合部に幅 0.5 mm、長さ 90 cm の目地切れがあることが確認されていること、同(2)「家屋裏側の基礎部分の亀裂」についても、本件事前調査の時点で、幅 0.5 mm、長さ 28 cm のクラックが確認されていることからして、これらの損傷が本件解体工事により生じたとみることは困難である。そして、同(3)から(6)までの「クロス の亀裂」等については、本件解体工事前後において、それらの損傷状況の変化を裏付ける客観的な証拠はなく、上記のとおり、j 宅については、本件事前調査の時点で基礎にクラックが生じていることが確認されているなどして、相応の経年劣化が生じているとみるべき事情が存することなどを併せ考えると、経年劣化や木材の伸縮、壁紙の収縮などの他の原因によるものとの疑いを否定することができない。

ク 「公衆用道路における被害」について（b、選定者 c、選定者 d、選定者 e、選定者 f 関係）

申請人は、本件道路にある本件集積ます及び本件汚水ます周辺において道路が陥没するなど、本件解体工事の振動により本件道路が損傷した旨主張する。そこで検討すると、本件集積ます及び本件汚水ますは、最も近い本件学校の敷地の境界線から 50 m 程度離れた場所にあり（甲 7、8、12、13）、酒匂専門委員の意見に基づけば、当該地点に到達した振動は、振動の距離減衰により、前記の申請人宅に到達した振動（VAL 81 dB を下回

る程度のもの)をも更に下回る程度のものになっていたと推測される。加えて、申請人が主張する損傷が本件解体工事によるものであると仮定すると、本件学校の敷地に隣接する道路等の振動の伝搬経路においては、より強い振動があったはずであり、上記損傷と同程度かそれ以上の程度のアスファルトのひび割れ等の損傷が生じたと考えるのが自然である。しかし、そのような損傷があることを認めるに足りる証拠はなく、本件現地調査においても、そのような損傷は見当たらなかった。また、本件集積ます及び本件汚水ますは、それらを写した各写真からすると、設置から長期間が経過していることがうかがわれる。以上によれば、申請人が主張する損傷については、経年劣化により生じた可能性を否定することができず、本件解体工事の振動により生じたものとは認められない。

ケ なお、選定者 e 宅については、申請人が指摘する損傷箇所について補修工事がされた時期も不明である上、経年劣化により外壁にひびが生じたこととみることに格別不自然な点があるとはいえず、他の原因によることが疑われる。また、選定者 s 宅及び選定者 t 宅については、申請人がいかなる損傷を本件解体工事に起因すると主張するのか明らかではないが、本件事前調査において複数の柱の傾きやクラック等があることが確認されていることからして(乙18の2、5)、本件解体工事以前から経年劣化により各種損傷が生じていたことがうかがわれる。

コ 以上のとおり、本件解体工事の振動により申請人が主張する各損傷が生じたことと認めることはできず、本件解体工事の振動により選定者ら宅等が損傷したとの申請人の主張は理由がない。

3 「低層住宅地における生活環境の悪化による被害」について

(1) 騒音関係

ア 本件解体工事の騒音について

前記認定事実によれば、特定建設作業に該当する本件解体工事の作業に

ついて、令和2年8月20日から同年11月19日までの間に施工会社が行った騒音測定の結果は、 $L A e q$ 及び $L A 5$ のいずれであっても、規制基準である85dBを超過するものではなかったこと、本件解体工事に係る作業は、特定建設作業の規制の範囲内において行われていたものであったことが認められる。そして、騒音規制法1条が、「この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。」と規定するとおり、騒音規制法の規制は、生活環境の保全を直接の目的とするものであるところ、上記のとおり、本件解体工事は、騒音規制法の規制に反しない態様で行われたものである。それにもかかわらず本件解体工事の騒音が選定者らに対する生活環境被害を生じさせたともみべき事情は、本件証拠上見当たらず、本件解体工事の騒音により生活環境被害が生じた旨の申請人の主張には理由がない。

これに対し、申請人は、本件解体工事の騒音は、最大値では特定建設作業の規制を超えるものであったのであり、生活環境被害を生じさせるものであった旨主張する。しかし、上記のとおり、本件解体工事の騒音が、 $L A e q$ 及び $L A 5$ のいずれであっても、規制基準である85dBを下回るものであったことからすると、規制基準を超える騒音が継続して発生したとはいえず、単発的に発生したことがあったといえるにとどまるのであって、申請人が主張する事情は、上記判断を覆すに足りない。

イ 本件学校からの騒音について

本件学校からの騒音が公害被害に該当する程度のものであることについて申請人は具体的な主張立証をしておらず、また、本件再整備により、本件学校におけるグラウンドの使用状況が騒音を増大させるものになったことを認めるに足りる証拠もないところであって、この点に関する申請人の主

張は理由がない。

(2) 地盤沈下関係

申請人は、「被申請人は、本件解体工事の際、本件学校敷地内の雨水を、公共下水道に接続して処理することなく、敷地外の道路に向けて放流し、道路との境界にある亀裂から地盤に浸透させ、周囲の低層住宅地の地盤崩壊を助長させた。」と主張し、本件学校の周囲の住宅地において地盤崩壊が生じていることの根拠として、横浜市□□にある擁壁（甲38、41によれば、本件学校の敷地から最短距離で約70m離れた位置にあるもの）が崩壊したことを挙げる。しかし、申請人が指摘する擁壁は、急斜面を宅地造成する際に築造された高さ10m程度のものようであり、その崩壊については、造成上の問題など、種々の原因が考えられるのであって、比較的平坦な本件学校の周囲とは土地の状況も異なり、上記事情によっては本件学校の周囲の住宅地において地盤崩壊が生じていることを推認するに足りず、他に申請人が主張する地盤崩壊が生じていることを認めるに足りる証拠はない。また、被申請人が地盤崩壊の原因となり得るような多量の雨水を地盤に浸透させたことも認め難いところであって、申請人の上記主張はやはり理由がないものといわざるを得ない。

(3) その他、申請人は、被申請人が、本件解体工事の際、選定者ら宅前の道路を占有し、この占有によって、近隣・周辺住民が道路を安全に通行できなくなり、低層住宅地の静穏な生活を破壊する被害が生じた旨、被申請人が本件学校のグラウンドにあった植栽帯を著しく減少させたために、グラウンドとの間に視線を遮る植栽が著しく減少し、植栽も間引いて植えられていることから、視線が気になる状態となった旨、被申請人は、低層住宅地にそぐわない最大高さ7mにも及ぶ圧迫感のある垂直擁壁を、セットバックすることなく、市道に接して築造し、低層住宅地の住環境を悪化させた旨主張するが、これらの主張は、いずれも、具体的な権利又は法益の侵害があったとみるべ

き事情をいうものではなく、失当である。

第4 結論

よって、申請人の本件各裁定申請は理由がないからこれらをいずれも棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和5年6月29日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 永 野 厚 郎

裁定委員 若 生 俊 彦

裁定委員野中智子は、差支えにより署名押印することができない。

裁定委員長 永 野 厚 郎

※裁定文中の別紙1～5は省略